

中小企業イノベーション創出推進事業に係る採択審査委員会
設置要綱

厚生労働省医政局研究開発政策課
一般社団法人低炭素投資促進機構

(目的)

第1条 中小企業イノベーション創出推進事業(以下「当該事業」という。)に係る補助事業者の選定にあたり、厚生労働省及び基金設置法人である一般社団法人低炭素投資促進機構(以下「GIO」という。)は、次のとおり採択審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(審査委員会の業務)

第2条 審査委員会は、「厚生労働省 中小事業イノベーション創出推進事業 公募要領」に基づき、応募のあった事業者から提出された提案書を評価し、補助事業者を選定する。

(審査委員会の組織)

第3条 審査委員会は、当該事業の申請内容を公正かつ適正に評価できる専門家又は有識者等(以下「委員」という。)で構成する。

- 2 委員は、3名以上とし、GIOが委嘱する。
- 3 公正かつ中立な審査を行う観点から、委員は、その任期中は、当該事業へ応募(研究担当者としての参加を含む。)することができない。
- 4 公正かつ中立な審査を行う観点から、審査対象となる事業と利害関係を有する委員は、当該事業の審査には参加できない。なお、利害関係を有する委員とは、当該委員が次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 当該事業の提案書類の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - (2) 委員が所属している法人等から申請があった場合
 - (3) 委員自身が、過去5年以内に事業者(補助対象となる代表スタートアップ又は共同提案者。以下同じ。)から寄附を受けている場合
 - (4) 委員自身が、過去5年以内に事業者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - (5) 委員自身と事業者との間に、過去5年以内に取引があり且つ事業者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - (6) その他、事業者(事業者が法人の場合はその役員、その他提出書類の中の共同参画者等を含む)との間に深い利害関係があり、当該事業の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

- 5 審査対象となる事業と利害関係を有する委員は、審査の実施前までに、必ず厚生労働省及びGIOにその旨を通知するものとする。特に、前項（6）に該当する場合、厚生労働省及びGIOは審査委員会に当該委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

（審査委員の任期等）

第4条 前条に定める委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げないものとする。

- 2 委員には、謝金及び交通費を支給することができる。

（審査委員会の長）

第5条 審査委員会に委員長をおく。

- 2 当該事業統括プログラムマネージャー（以下「統括PM」という。）を委員長とする。
- 3 委員長は、審査委員会の議事を運営する。

（審査委員会の開催）

第6条 審査委員会は、事務局が招集し、委員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 審査委員会の議決は、満場一致で総意とする。
- 3 審査委員会において、委員は書面により審査に加わることができる。
- 4 審査委員会の開催に代えて各委員による書面審査とすることができる。

（審査委員会の事務局）

第7条 審査委員会の庶務は、GIOにおいて行う。

（秘密保持等）

第8条 審査委員会並びに審査に従事する者は、職務上知り得た事項を第三者に漏らし、又は自身の研究もしくは業務に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第9条 委員会における議決結果を公表する場合には、採択された者の商号・名称の他、採択者の金額、採択者以外の商号・名称の他、審査に出席した委員の属性及び委員会での採点結果、評価コメント等を公表する。

附 則

1. この要綱は、令和5年9月1日から施行する。
2. この要綱は、中小企業イノベーション創出推進事業が廃止されたときに失効する。